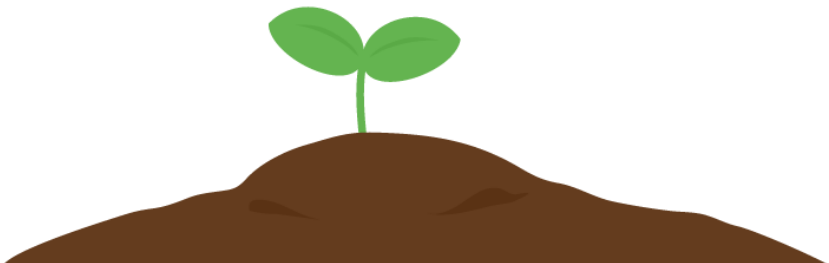


島根県における 土壌汚染対策の現状と取組み

令和6年11月15日

島根県環境生活部環境政策課

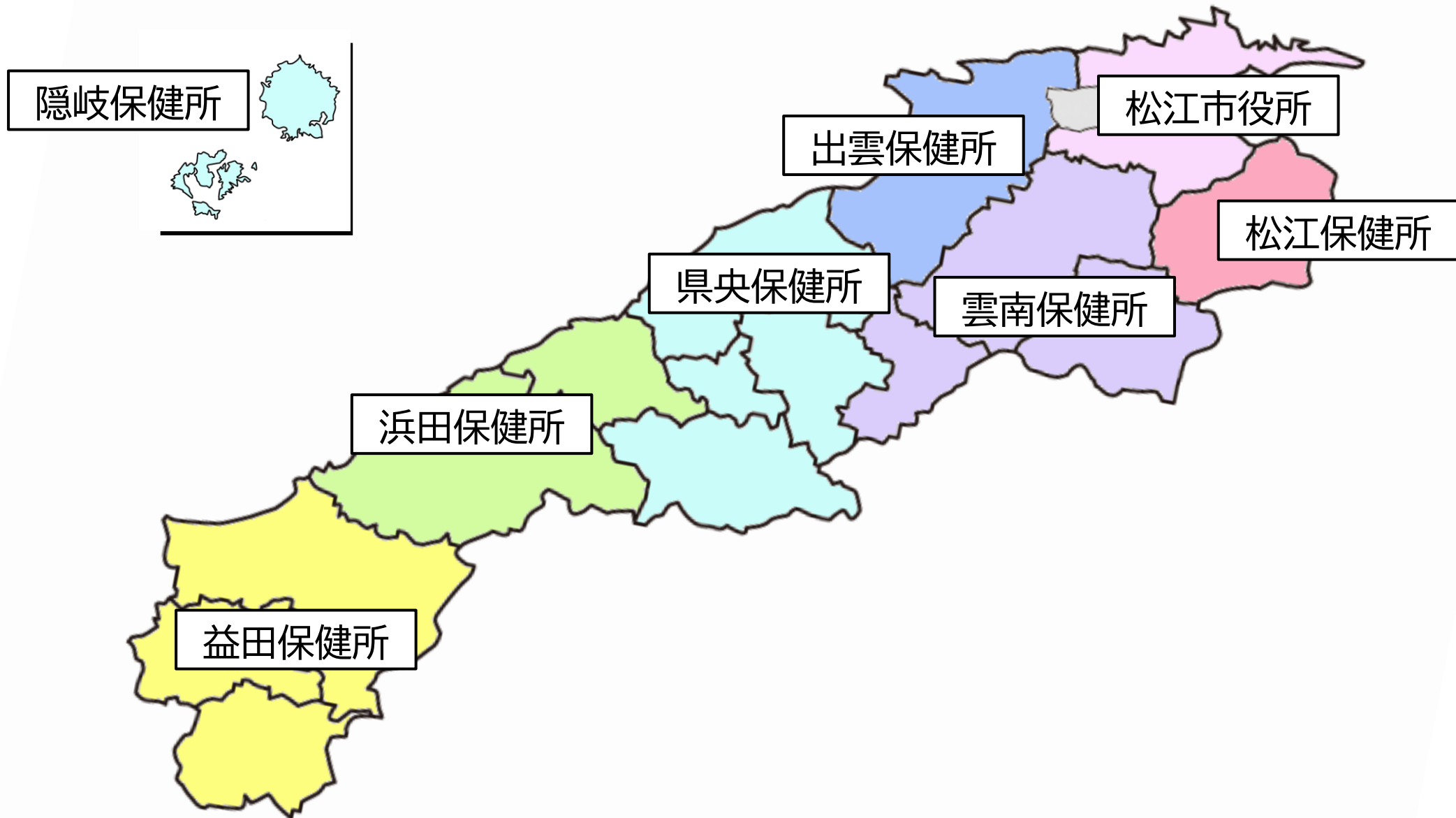


今日の内容

1. 島根県内の土壌環境行政の体制
2. 土壌汚染対策法の概要
3. 要措置区域等の指定状況
4. 一定規模以上の土地の形質変更(第4条関係)
5. 有害物質使用特定施設の廃止(第3条関係)
6. 土壌汚染に関する情報提供
7. まとめ・対象事業者のみなさまへ



1. 土壌環境行政の体制・行政機関一覧



届出・問い合わせ先一覧

名 称	所 在 地	電 話 番 号	管 轄 区 域
松江市環境対策課	松江市学園南一丁目20番43号	(0852)55-5274	松江市
松江保健所	松江市東津田町1741-3	(0852)23-1318	安来市
雲南保健所	雲南市木次町里方531-1	(0854)42-9671	雲南市、奥出雲町、 飯南町
出雲保健所	出雲市塩冶町223-1	(0853)21-1197	出雲市
県央保健所	大田市長久町長久ハ7-1	(0854)84-9809	大田市、川本町、 美郷町、邑南町
浜田保健所	浜田市片庭町254	(0855)29-5560	浜田市、江津市
益田保健所	益田市昭和町13-1	(0856)31-9553	益田市、津和野町、 吉賀町
隠岐保健所	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24	(08512)2-9719	隠岐の島町、海士町、 西ノ島町、知夫村
島根県環境政策課	松江市殿町1番地	(0852)22-6444	4

2. 土壤汚染対策法の概要

法の目的

土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置
及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置
を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的としています

土壌汚染対策法の概要

きっかけ

【法第3条】
有害物質使用特定施設
の使用の廃止時

【法第4条】
形質変更届において汚
染のおそれがある場合

【法第5条】
健康被害が生ずるおそ
れがある場合

【法第14条】
区域の指定を申請した
場合

調査結果
の報告

指
定
基
準
を
超
過

区域の指定

要措置区域(法第6条)

摂取経路があり、汚染の除去等が必要な区域

- ・汚染の除去等の措置を指示(法第7条)
- ・形質変更の原則禁止(法第9条)

摂取経路の遮断

形質変更時要届出区域(法第11条)

摂取経路がなく、汚染の除去等が不要な区域

- ・形質変更時に届出が必要(法第12条)

汚
染
除
去
等
に
よ
る
指
定
解
除

3. 要措置区域等の指定状況

	要措置区域	形質変更時要届出区域
島根県(松江市以外)	0	6
松江市	0	8
合計	0	14

令和6年10月1日現在

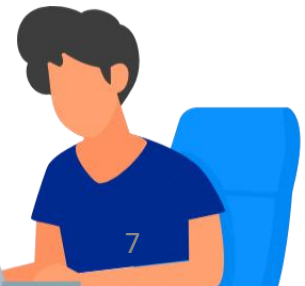
概要

- 県内において要措置区域はありません
- 指定の状況は島根県または松江市HPにて掲載しています

島根県 土壤汚染



松江市 土壤汚染



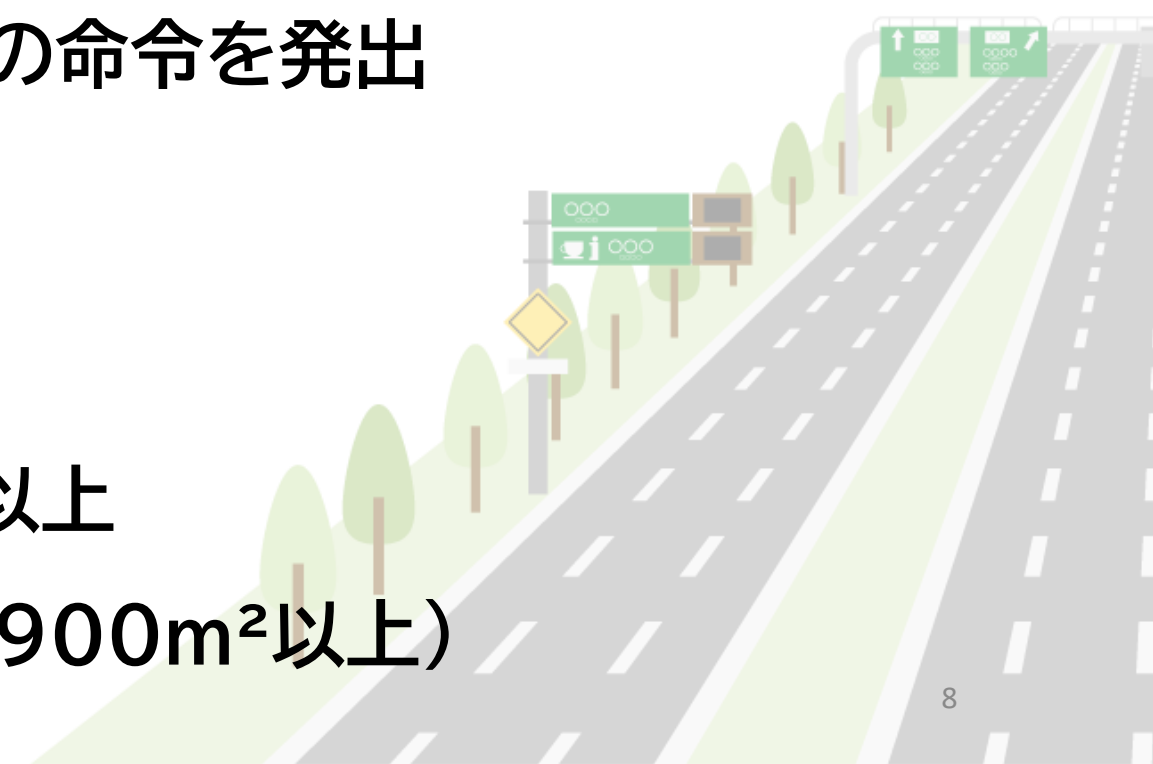
4. 一定規模以上の土地の形質変更(法第4条)

法の概要

- 一定の規模以上の「土地の形質の変更」を行う場合は、事前に届出が必要
- 届出の土地について土壌汚染のおそれがある場合、土地所有者等に対し、土壌汚染状況調査の実施及び結果報告の命令を発出

届出要件

- 掘削を伴う「土地の形質の変更」
- 土地の形質の変更の面積が3,000m²以上
(有害物質使用特定施設等に係る土地は900m²以上)



一定規模以上の土地の形質変更(法第4条)

島根県 土壌 記載例



トップ > 環境・県土づくり > 環境・リサイクル > 環境 > 土壌汚染 > 一定規模以上の土地の形質変更時の届出について

一定規模以上の土地の形質変更時には事前に届出が必要です！

届出の対象となる行為

室内まどめテラス

- (1) 法第3条第1項ただし書の確認を受け、調査義務が一時に免除されている土地において、900平方メートル以上の土地の形質の変更を行う行為(以下「行為(A)」)と記載
- (2) 3,000平方メートル以上(有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等については900平方メートル)以上の土地の形質の変更を行う行為(以下「行為(B)」)と記載
- なお、形質の変更を行う土地とは、掘削・盛土を行う範囲を指します。

ただし、以下の行為を除きます。

- 次のi～iiiの全てに該当する行為
 - i) 形質変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
 - ii) 形質変更に伴い土壌の飛散・流出が生じない。
 - iii) 掘削深度が50センチメートル未満である。
- 農業を営むために通常行われる行為(耕耘、収穫等)であって、土壌の搬出を行わない場合
- 林業の作業路網の整備であって、土壌の搬出を行わない場合
- 鉱山関係の土地において行われる形質変更
- 非常災害のために必要な応急処置として行う行為
- 形質変更の内容が盛土のみの場合

届出義務者

- 行為(A) → 土地所有者等
- 行為(B) → 土地の形質変更をしようとする者、又は土地の形質変更の施行に関する計画の内容を決定する者

届出時期

その工事、土壌汚染対策法の対象かもしれません

土地の形質変更を伴う工事をされるみなさまへ 島根県環境政策課

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)第4条第1項の規定に基づき、一定規模以上の土地の形質の変更(工事)を行う場合、**着工の30日前までに知事へ届出が必要です**。届出をしないで、又は虚偽の届出をして土地の形質の変更をしたものは、同法第66条第2号の規定により、3か月以下の懲役または30万円以下の罰金に処されます。

対象となる土地の形質の変更

- 掘削、切土、盛り土、土壌の仮置き、整地、舗装の除去や敷設、伐根(伐採のみをのぞく)、**地盤改良**などの区域も対象です。
- 50cm以上の掘削の判断には**杭打ち**、鋼矢板打設なども含まれます。

工事の規模面積

- 3,000m²以上の土地の形質の変更
- 有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地は900m²以上

注意点

厚地盤の形質が変更されるか否かで判断してください。掘削行為だけが対象ではありません。



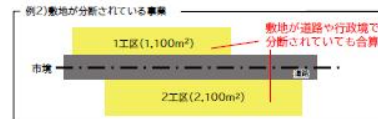
届出対象外になる工事 (3要件全てに該当)

- 土地の形質の変更を伴う土地の**区域外に土壌を搬出しない**
- 土地の形質の変更に伴い土壌の**飛散または流出が生じない**
- 土地の形質の変更に係る部分の深さ(掘削深度)が**全て50cm未満である**

なお、農業を営むために通常行われる行為、林業の作業路網の整備で区域外に土壌を搬出しない行為、非常災害のために必要な応急処置、鉱山関係の土地では届出は必要ありません

一体とみなすことができる工事は総面積でカウント

- 一体とみなすことができる工事は、工区(発注年度)が分かれていても、飛び地になっていても、基本的には、それらを統合した面積が届出の対象となります。
- 同一の事業計画や目的の下で行われるものであり、個別行為の時間的近接性、実施主体等から総合的に判断されます。



注意点

事業全体の形質変更の面積で判断します。事業計画の変更により、届出対象になることもあります。

届出の準備ができたら

島根県のホームページに法第4条届出に関する記載例やチェック表を掲載しています。掘削、盛土の色分けはできていますか?対象地番の記載は全てありますか?書類の修正や確認事項が増えると負担が生じます。期日までに受理できない場合、工事の延期を指導することになりますので提出前にもう一度確認をお願いします。

キーワード
島根県 土壌汚染 記載例



届出の要否など判断に迷う場合などは最寄りの保健所(松江市内は松江市役所)まで相談してください

Content

形質変更とは?

届出対象外の工事?

一体の工事?

30日前までに届出を!

あて先について

松江市内は松江市長

松江市以外は所管の保健所長

一定規模以上の土地の形質変更（法第4条）

記載例

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

記載例：届出書

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

島根県〇〇保健所長 様

届出者 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

第3条第7項
第4条第1項

土壌汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

地番が複数あり書き切れない場合は「別紙地番一覧表のとおり」としてください

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地 島根県〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇,△△,...

土地の形質の変更の場所 別紙〇〇のとおり

土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ 面積：〇,〇〇〇m²
深さ：〇〇m

土地の形質の変更の着手予定日 令和〇〇年〇月〇日

法第3条第1項の
ただし書の確認を
受けた土地において
法第3条第7項の
規定による土地の
形質の変更をする
場合

工場又は事業場の
名称

工場
敷地の
所在地

有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地等が届出対象範囲に含まれる場合はこちらも記入してください

〇〇株式会社〇〇研究センター

有害物質使用特定施設の種類の種類

71の2 科学技術に関する研究等を行う施設
イ 洗浄施設

有害物質使用特定施設の設置場所

別紙〇〇のとおり

特定有害物質の種類

六価クロム、テトラクロロエチレン

押印不要

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

チェック表

土壌汚染法第4条第1項（一定の規模以上の土地の形質の変更届出）添付書類一覧・チェック表

チェック	確認内容	備考
届出の前にもう一度確認してください		
☐	一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質変更（盛土・掘削）の届出ですか？ (盛土： ㎡ 掘削： ㎡)	いずれかに該当
☐	「現に有害物質使用特定施設が設置されている事業場の敷地」又は「使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る事業場の敷地（法第3条第1項の報告した事業場の敷地を除く。）」にあっては900㎡以上の土地の形質変更（盛土・掘削あわせて）の届出ですか？ (盛土： ㎡ 掘削： ㎡)	
☐	工事箇所はどこかの保健所の管轄ですか？ (保健所)	複数の保健所にまたがる工事等の場合は、それぞれの保健所に提出してください
☐	工事着手30日前までの届出ですか？ (工事着手予定日：令和 年 月 日)	厳守してください 必ず工事着手予定日の30日前までに提出してください
届出様式		
☐	届出書 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六） ※全ての地番が記載出来ない場合は地番一覧表を添付	土地の形質変更の場所が複数あり、記載しきれない場合は別紙で地番一覧表を添付してください
添付書類（図面）		
☐	位置図 土地の形質変更の対象となる土地が分かる地図（住宅地図、インターネット地図など）	位置が分かるようにしてください
☐	平面図 掘削部分と盛土部分が色分けされている。凡例を記載。 形質変更部分（盛土・掘削）の面積を記載 事業名、工区名、路線名等を記載（工事の内容を明記） 地番が入っている図面	※同一の図面に記載されても差し支えありません 届出対象地番を確認できるようにしてください
☐		
☐		
☐	立面図、断面図 最深部の掘削部分の深さが分かる図面	形質変更の内容によっては追加資料（最深部以外の図面）の提出を求めることがあります
添付書類（届出対象の土地の現所有者等の所在が明らかとなる書面）		
☐	(ア) 届出者以外に土地所有者等がない場合 添付不要 ※登記事項証明書等を添付しても差し支えありません	【例】登記事項証明書、固定資産課税台帳記載事項証明書、固定資産評価証明書、固定資産税に係る直近の課税明細書の写し、土地売買契約書、土地の形質変更に係る工事請負契約書、同意書、公共施設の占有許可証、相続人が土地の所有権を有している場合は戸籍謄本及び住民票など相続人であることを証する書類 など
☐	(イ) 届出者以外に土地所有者等がいる場合 登記事項証明書その他の当該土地の現所有者等の所在が明らかとなる書面（写しでも可）	

県ホームページ内に法第4条の説明や届出書の記載例、

チェックリストがありますのでご活用ください

県内における法第4条第1項の届出等状況

	R3	R4	R5
島根県(松江市を除く)	167	190	168
松江市	36	24	33
合計	203	214	201

概要

- 法第4条第1項の届出は年間200件程度で推移
- 道路工事、河川工事が多い



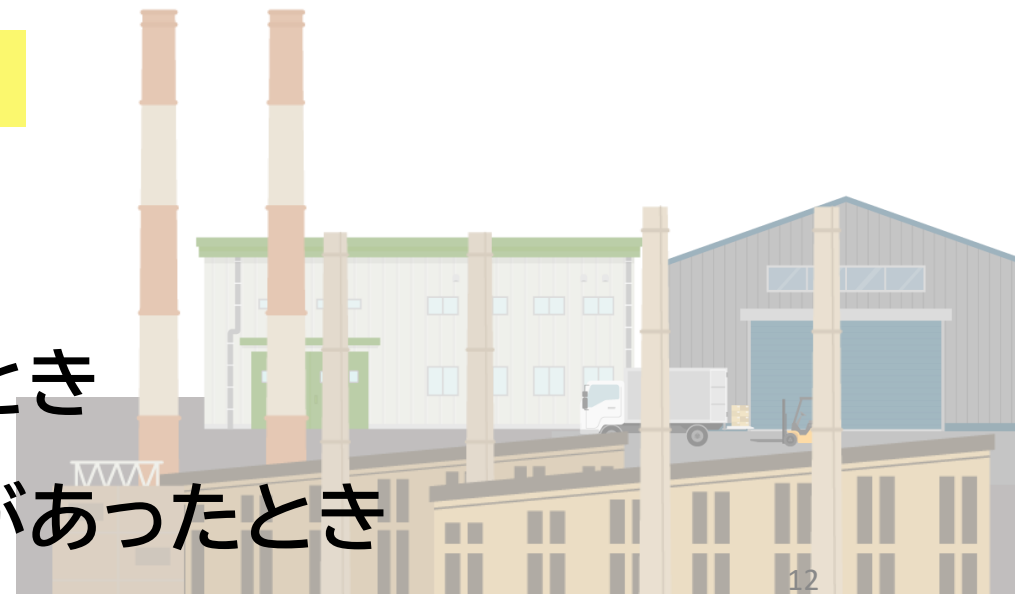
5. 有害物質使用特定施設の廃止（法第3条）

法の概要

- 使用が廃止された有害物使用特定施設に係る工場等の敷地であった土地については、土地所有者による調査が必要
- 工場等の敷地として、引き続き使用する場合は、調査義務の一時的免除を受けることが可能 ➡ ただし書き

要件

- 有害物使用特定施設の使用が廃止されたとき
- 特定有害物質の使用廃止に係る変更届出があったとき



【法第3条第1項】 ただし書・調査義務の一時的免除

ただし書きの土地とは

- 有害物質使用特定施設の使用が廃止される場合であっても、法第3条第1項に基づく調査義務の対象となる土地が引き続き工場・事業場の用途に供される場合等、予定されている土地の利用の方法からみて、土壌汚染による人の健康被害が生ずるおそれがないときは、その状態が継続する間に限り、調査の実施が免除される
 - 調査義務の一時的免除を受けるためには、都道府県知事の確認を要する
- 例：ただし書きの条件
- ・ 工場又は事業場の敷地として引き続き利用されること
 - ・ 小規模な工場又は事業場において、事業用建築物と居住用建築物とが同一または近接しており、引き続き居住用の敷地として利用されること
 - ・ 鉱山若しくは附属施設の敷地又は鉱山の敷地であった土地であること

水質汚濁防止法の有害物質

アンモニア等 1,4-ジオキサン 及び 土壤汚染対策法における特定有害物質 全28物質

土壤汚染対策法の特定有害物質 下記の全26物質

- | | |
|--|--|
| 1. カドミウム及びその化合物 | 14. セレン及びその化合物 |
| 2. 六価クロム化合物 | 15. テトラクロロエチレン |
| 3. クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー) | 16. テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム又はチラム) |
| 4. 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン
(別名シマジン又はCAT) | 17. 1,1,1-トリクロロエタン |
| 5. シアン化合物 | 18. 1,1,2-トリクロロエタン |
| 6. N・N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル
(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ) | 19. トリクロロエチレン |
| 7. 四塩化炭素 | 20. 鉛及びその化合物 |
| 8. 1,2-ジクロロエタン | 21. 砒素及びその化合物 |
| 9. 1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン) | 22. ふっ素及びその化合物 |
| 10. 1,2-ジクロロエチレン | 23. ベンゼン |
| 11. 1,3-ジクロロプロペン(別名D-D) | 24. ほう素及びその化合物 |
| 12. ジクロロメタン(別名塩化メチレン) | 25. ポリ塩化ビフェニル(別名PCB) |
| 13. 水銀及びその化合物 | 26. 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト
(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオ
ホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニル
チオノベンゼンホスホネイト(別名EPN)に限る。) |

水質汚濁防止法の有害物質のアンモニア等、1,4-ジオキサンは土壤汚染対策法における特定有害物質ではありません

県内における法第3条関係の届出等状況

	R3	R4	R5
有害物質使用特定施設の廃止件数	7	4	4
ただし書確認申請件数	12	7	3
廃止に伴い調査結果が報告された件数	1	1	0

概要

- 年間10件程度
- 製造業、クリーニング業、検査・分析・研究所が多い



【法第3条第7項】 ただし書の土地の形質変更

法の流れ

【法第3条第1項】

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設について
廃止した、特定有害物質の使用をやめた(一部も)

調査義務発生

【法第3条第1項・ただし書】

調査義務の一時的免除確認の申請

確認

調査義務の一時的免除

法第3条第1項ただし書に係る土地

こちらの土地は
条件つき

【法第3条第5項】

確認に係る土地の利用方法の変更の届出

【法第3条第7項】

一定規模以上の土地の形質変更の届出

【法第3条第8項】

調査命令の発出

土壤汚染状況調査

汚染なし

終了

汚染あり

区域の指定

900㎡以上の土地の
形質変更を行う場合

島根県に事業所のある指定調査機関一覧

機関名	所在地	電話番号
島建コンサルタント株式会社	出雲市大社町入南1307番地45	0853-53-3251
株式会社トミナガ	松江市東出雲町揖屋1164番地8 コーポツノダ2	050-3185 -0021
株式会社古川コンサルタント	出雲市塩冶町1612番地1	0853-21-5131

令和6年10月1日現在

土壌汚染状況調査とは？

汚染の状況を把握するため、汚染の可能性のある土地について、
一定の契機をとらえて行う調査であって、指定調査機関が行う

6. 土壌汚染に関する情報提供

島根県 土壌汚染



2. 情報提供の手続き

以下の内容を記載し、図面を添付して対象の土地がある所管の保健所（下記参照）に提出してください。

1. 氏名または法人名称、担当者氏名、連絡先（電話番号）
2. 情報提供を受けたい事業場または土地の所在地
3. 依頼内容
4. 情報の利用目的
5. 土地所有者との関係

○注意事項

- ・住宅地図等を添付し、情報提供を依頼する場所を明示してください。

よくある依頼についての様式はこちらです [土壌汚染に関する情報提供について（依頼様式）](#)

3. 情報提供の方法

照会を受けた内容については、口頭により回答します。（書面での回答は行いません）。
書面での回答が必要な場合は、島根県情報公開条例に基づき情報公開請求を行ってください。

4. 問い合わせ先

お問い合わせ先の表

保健所等名	管轄区域	電話番号	FAX番号
松江保健所（環境保全課）	安来市	0852-23-1318	0852-21-2
雲南保健所（環境保全課）	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-42-9668	0854-42-9
出雲保健所（環境保全課）	出雲市	0853-21-1197	0853-21-7
県央保健所（環境保全課）	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9809	0854-84-9
浜田保健所（環境保全課）	浜田市、江津市	0855-22-5569	0855-22-5

島根県 保健所長 年 月 日

依頼者
住所又は所在地
氏名又は法人名
担当者名
連絡先(電話番号)

土壌汚染に関する情報提供について（依頼）

下記 1 に示した事業場又は土地に関する下記 2 の情報の提供を受けたいので、回答してください。

記

1. 対象事業場又は土地
事業場名称（事業場の名称が不明な場合は記入不要）
事業場または土地の所在地

2. 情報提供の内容
水質汚濁防止法に係る有害物質使用特定施設の有無（廃止を含む）
（土壌汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質を使用しているものに限る）

3. 情報の利用目的

4. 当該土地所有者との関係
☐ 該当する土地の利害関係者
☐ 購入予定者
☐ 利害関係者から委託を受けた不動産鑑定士
☐ その他（ ）

注意事項
※位置図：住宅用地図等の添付し、場所を明示してください。
※水質汚濁防止法施行日（昭和 46 年 6 月 24 日）以後に土地の表示に変更がありましたら、変更以前の表示もご記載願います（現住所及び旧住所を記載してください）。
（例）現住所：出雲市姫原 4 丁目△△ → 旧住所：出雲市大津町〇〇



Method

- 提出先
所管の保健所（松江市内
は松江市役所）

- お願い
住宅地図等の添付を
お願いします

- 回答方法
電話

松江市内はこちら ▶▶



7. まとめ・対象事業者のみなさまへ

水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設の廃止時は土壤汚染対策法も適用

- 土壤汚染状況調査が必要
- 稼働時から廃止を意識

※すべての施設が対象ではありません

※指定調査機関への依頼が必要で、調査には時間と費用がかかります

ただし書きの土地は調査免除ではなく猶予された土地です



ただし書き
忘れられがち

- 場内での建替え等、土地の改変の計画がある時は、あらかじめ保健所、
松江市内においては松江市役所へご相談ください
- 全廃止の場合は土壤汚染状況調査の検討をお願いします
- 土地の所有者が変わるときは土地の情報も承継してください

土壌環境に係る情報を掲載しています



島根県 HP



松江市 HP

ご清聴ありがとうございました